

## 市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について（報告）

市町村地域防災計画の修正に関する岩手県防災会議の意見について、岩手県防災会議運営規程第3条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので報告します。

### 1 平成25年4月から平成26年3月までの間に、災害対策基本法第42条第4項の規定による報告のあった市町村及び専決処分日〔7市6町2村 15件〕

- (1) 岩泉町 平成25年4月3日
- (2) 野田村 平成25年4月3日
- (3) 宮古市及び山田町 平成25年4月4日
- (4) 釜石市 平成25年4月8日
- (5) 田野畑村 平成25年5月14日
- (6) 大船渡市 平成25年5月16日
- (7) 久慈市 平成25年5月20日
- (8) 矢巾町 平成25年7月25日
- (9) 遠野市 平成25年9月20日
- (10) 陸前高田市 平成25年9月26日
- (11) 一関市 平成26年1月26日
- (12) 住田町 平成26年1月27日
- (13) 軽米町 平成26年1月28日
- (14) 一戸町 平成26年2月26日

### 2 報告のあった地域防災計画の主な修正事項及び専決処分の状況（各市町村共通）

報告のあった修正事項は以下のとおりであるが、いずれについても地域の実情等を踏まえながら行われたものであり、意見がない旨の専決処分を行ったものであること。

- (1) 東日本大震災津波の教訓を地域防災計画に反映させる独自の見直しを行ったものであること。
- (2) 東日本大震災津波後に修正を行った岩手県地域防災計画との整合性を図ったものであること。

#### 【参考】災害対策基本法の一部改正について

##### (1) 災害対策本部基本法の一部改正の内容

平成23年8月30日の地域主権一括法の公布及び同日からの施行により、災害対策基本法（以下「法」という。）が一部改正され、市町村地域防災計画の修正については、都道府県知事への協議制から事後報告制に改正されている。

##### (2) 防災会議会長（知事）の専決処分について

改正後の市町村の地域防災計画の修正に係る都道府県防災会議からの意見について、岩手県防災会議運営規程（昭和38年3月施行）第3条第1項の規定により、専決処分するもの。